

テロ等準備罪（共謀罪）の問題点

～話し合うことで罪になる？！

奈良弁護士会共謀罪対策本部

本部長代行 弁護士 佐々木 育子

1 共謀罪法案提出の経緯

- ① これまで3回国会に提出され、いずれも廃案になっている
 - ② 罪名を「テロ等準備罪」と変え、2017年4月6日に衆院審議入り
 - (1) 対象罪名を「長期4年以上の懲役・禁固」の罪（677個）→「テロ行為と関連のある277個の罪」に限定
 - (2) 客観的処罰条件として準備行為が必要
 - (3) 犯罪の主体は、テロ組織、暴力団など重大な犯罪の実行を目的とする「組織的犯罪集団」に限定
- として、従前の「共謀罪」と違うと説明
- ③ 2016年5月 刑事訴訟法が改正
警察による盗聴の拡大・司法取引

「共謀罪」法案を巡る経過	
2000年11月	▶ 国連総会で国際組織犯罪防止条約を採択
12月	▶ イタリア・パレルモで条約署名会議。日本も署名
02年9月	▶ 森山真弓法相(当時)が法制審議会に「共謀罪」新設の検討を諮問
03年2月	▶ 法制審が共謀罪新設を盛り込んだ組織犯罪処罰法などの改正案要綱を答申
3月	▶ 政府が改正案を国会提出
9月	▶ 条約が発効
10月	▶ 衆院解散で廃案
04年2月	▶ 政府が改正案の内容を一部変更し国会に提出
05年8月	▶ 衆院解散で廃案
10月	▶ 同じ内容の改正案を国会に再提出
09年7月	▶ 衆院解散で廃案
16年秋	▶ 臨時国会への改正案提出を見送り。罪名や構成要件の見直しを進める
17年1月	▶ 20日召集の通常国会への改正案提出方針固める

佐賀新聞 2017年01月06日

2 なぜいま「共謀罪」を制定しないといけないのか

政府は、「東京オリンピック成功のためにテロ対策が必要だから」と説明

→自民党政調会 2017.3.31 資料「現行法ではテロ組織が水道水に毒物を混入することを計画し毒物を準備した場合でも、この時点で処罰することができません」

(疑問) 現行法でも殺人予備罪が成立するし、毒物劇物取締法違反でも処罰可能では？

→本当に「テロ対策」なのか？

3 「テロ等準備罪」の内容

	前回国会提出法案	「今回の法案(審査中)」	2月28日提示法案
団体	団体の活動として	組織的犯罪集団(その結合関係の基礎としての共同の目的が死刑若しくは無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪又は別表第一(第1号を除く。)に掲げられている罪を執行することにある団体をいう。次項において同じ。)の団体の活動として	組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を執行することにあるものをいう。次項において同じ。)の団体の活動として
行為者	当該行為を執行するための組織により行われるものの遂行を		
	共謀した者	2人以上で計画した者	
処罰条件		その計画をした者のいずれかによりその計画に係る犯罪の執行のための資金又物品の取得その他の犯罪の執行の準備行為が行われたとき	その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を執行するための準備行為が行われたとき
対象犯罪	懲役・禁錮長期4年以上	懲役・禁錮長期4年以上	別表第四に掲げる罪

※対象罪名は 277 (資料参照) → テロ対策とは関係ない罪名が列挙

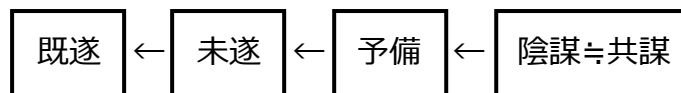
(疑問) 保安林でキノコを盗る行為がテロ行為と関係あるのか？

4 なぜ「テロ等準備罪」がおかしいのか

(1) 犯罪の構成要件をあいまいにし既遂処罰を原則とする刑法の体系を壊す

① 既遂処罰の原則の意義

犯罪とは = 人の生命・身体・財産などの「法益」が侵害され、被害が発生すること



※既遂処罰の原則 → 実際に法益を侵害していないのに、行為者を処罰 = 非難することはできない

※例外として未遂処罰が正当化される場合

→結果的には既遂とならなかったが、法益侵害の危険を生じさせた

例：他人を殺害しようとして拳銃を射ったが、弾が外れた。

※さらに例外として予備処罰が正当化される場合

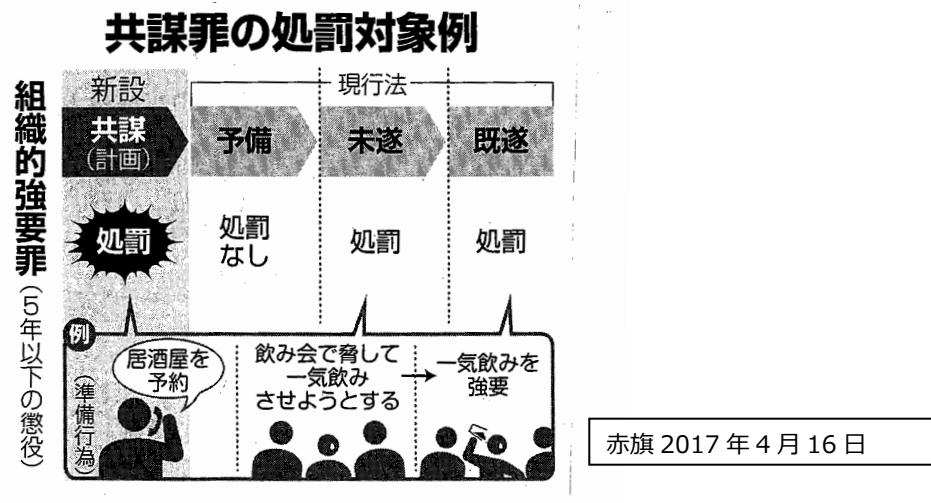
→生じる結果の重大性に鑑み、準備行為の危険性が高い

例：他人を殺害しようとして包丁を買った。

② 共謀罪は、犯罪の実行の着手の有無と関係なく、広く「共謀」を処罰

→広汎な範囲で、「話し合い」を処罰できる

→その場にいただけ、メールた LINE で冗談のつもりでいっただけでも処罰される



③ 私は犯罪とは無関係という人も本当に大丈夫か

→準備行為と日常行為との境界はあいまい

例：包丁を買ってくる（料理のため）、お金をおろす（生活費として）

→準備行為があってはじめて処罰するということでも歯止めにならない

(2) 組合活動や市民活動を萎縮させる危険性が高い

① 「組織的犯罪集団」と本当に市民と関係ないのか

→自民党政調会 2017.3.31 資料「対象となる団体が「組織的犯罪集団」に限られているので、労働組合や NPO など正当な活動をする団体が処罰の対象となることはありません」

(疑問)「組織的犯罪集団」についての明確な定義や限定はなく、「共同の目的が対象犯罪を実行することにあるもの」としている。「正当な活動を行って

いた団体でも目的が犯罪を実行することに変すれば組織的犯罪集団にあたりうる」(法務省)

→組合活動や市民活動を行っている団体が、恣意的に「組織的犯罪集団」とされるリスクがある

- 例：
- ・社長が譲歩するまで徹夜の断行も辞さない→組織的強要罪・組織的逮捕監禁罪
 - ・イスラエル軍に破壊されたパレスチナの病院の復興を目的にした募金活動
→テロ資金供与罪
 - ・基地建設反対の市民団体が工事阻止のために道路に座り込み→組織的威力業務妨害罪
 - ・戦争反対の市民団体が自衛隊基地に抗議に行き、入れてもらえなければ「戦争反対」というステッカーを貼るために、ステッカーを作るお金を ATM からおろした
→組織的建造物損壊罪

② 途中で止めても、「共謀罪」は成立する

従来の既遂・未遂とは全く独立に犯罪が成立するため、たまたま始めて会合に出ただけで、実際には全く参加していない人も共謀罪が成立する。準備行為は自らする必要はない。→そもそも組合活動・市民活動に参加したがるなくなる。萎縮効果がある



東京新聞 2017年2月17日

(3) 一億総監視社会になる危険がある

① 改正刑事訴訟法の「通信傍受(盗聴)」の拡大・司法取引

→2016年5月に改正刑事訴訟法成立。盗聴の対象犯罪が大きく広がり、通信事業者からデータでもらえるようになった(電話のみならず、メール・LINE・SNSも対象)。

改正前 薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航、組織的殺人

改正後 これに足して現住建造物放火、殺人、傷害、逮捕監禁、略取誘拐関連犯罪、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物取締罰則関係、児童ポルノ関連犯罪も対象

→また先に密告して罪を逃れられる「司法取引」も可能になった。

②「共謀」の証明はもともと困難（密室性・客観的証拠乏しい）

→共犯者の自白に頼らざるを得ない。共犯の疑いをかけられたら、先に自首し、密告して司法取引をしないと処罰される危険がある

→自由な会話ができなくなる。一億総監視社会になる

5 国際組織犯罪防止条約（パレルモ条約）の締結に必要なのか

(1) 政府は、テロ対策のための国際的な捜査協力や犯罪情報共有などの国際協力を積極的にすすめるために、パレルモ条約の締結が必要というが、そのために長期 4 年以上の罪に「共謀罪」制定が必要なのか？

→そもそもパレルモ条約は、国境を越えて活動するマフィアや麻薬密売、人身売買等の集団が行う経済活動を規制するもの

→政治的・宗教的なテロ組織を取り締まるものではない。

(2) パレルモ条約の締結国で新たに共謀罪を制定したのは、ノルウェーとブルガリアだけで、共謀罪制定しなくても締結は可能ではないか？

→国連の立法ガイドでは締約国に一定の立法裁量があることが明記

→長期 4 年以上の懲役禁固以上の罪に共謀罪が成立できないと締結できない等ということはない（現在 277 個に絞り込んでも締結できるなら矛盾は明らか）

→日本は裁判官の裁量が広く、長期 4 年以上の法定刑の犯罪が、必ずしもパレルモ条約の想定する重大犯罪とは限らない

6 すでに日本はテロ対策に必要な立法をしている

(1) 日本は既に国連の主要 13 条約（航空機内の犯罪防止条約、爆弾テロ防止

条約、テロ資金供与防止条約等)を締結し、テロ対策のための国際的な協力をしている。

(2) 日本では殺人や放火、内乱等の重大犯罪の予備罪・共謀罪が50以上立法されている

→殺人、放火等の他、爆発物取締罰則、化学兵器、サリン、航空機の強取などテロ行為となりうる行為については特別法で未遂以前の処罰が可能

→判例上、予備罪の共謀共同正犯も罰せられる。

→アメリカ等と異なり、銃砲刀剣類の所持も特別法で厳重に規制

7 終わりに

●捜査機関の恣意的な解釈と濫用の危険→戦前の治安維持法の教訓を生かす

●憲法の理念に立ち返って反対しよう→「戦争をしない国」を守るために

・思想良心の自由 (憲法 19 条)

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない

・表現の自由 (憲法 21 条)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない

・プライバシー権 (憲法 13 条)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする

・刑事法の適正手続の原則 (憲法 31 条)

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない